

宮城県公報

宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

告 示

目 次

ページ

- 生活保護法による医療機関の指定 (社会福祉課) 一
- 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出 (同) 一
- 生活保護法による指定医療機関の変更の届出 (同) 二
- 生活保護法による指定医療機関の休止の届出 (同) 二
- 生活保護法による施術者の指定 (同) 二
- 救急医療機関の認定 (医療政策課) 二
- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定 (長寿社会政策課) 三
- 介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定 (同) 三
- 介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定 (同) 三
- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の廃止の届出 (同) 四
- 介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の廃止の届出 (同) 四
- 介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の廃止の届出 (同) 四
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の廃止の届出 (障害福祉課) 五
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (同) 五
- 漁業災害補償法に基づく同意の届出の審査結果(区域内特定養殖業者)(一六件) (農林水産経営支援課) 五
- 農用地利用配分計画の認可 (農業振興課) 七
- 県営土地改良事業換地計画の縦覧(四件) (農村整備課) 七
- 建設業の営業の停止(二件) (事業管理課) 八
- 海岸保全区域の指定 (河川課) 九

告 示

- 建築士免許の取消し (建築宅地課) 九
- 土地改良区役員の退任の届出 (東部地方振興事務所) 一一
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告 (教育庁高校教育課) 一一

○宮城県告示第六百九十二号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、医療機関として次のとおり指定した。

平成二十九年八月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
石巻市雄勝診療所	石巻市雄勝町小島字和田百二十三番地	平成二十九年一月十六日
石巻市雄勝歯科診療所	石巻市雄勝町小島字和田百二十三番地	平成二十九年一月十六日
ファーマライズ薬局のびるが丘店	東松島市野蒜ヶ丘二一三十七二一 シヨツピングクラブザ森の風内	平成二十九年六月一日
沼崎歯科医院	石巻市住吉町一―一十二	平成二十九年六月一日
本塩釜耳鼻咽喉科クリニック	塩竈市北浜一丁目七―七	平成二十九年七月一日
明石台こどもクリニック	富谷市明石台六丁目一―二十	平成二十九年七月一日
すみい薬局	石巻市住吉町一丁目八―四十六	平成二十九年七月一日
カワチ薬局古川駅東店	大崎市古川駅東二―十一十六	平成二十九年七月一日
杉山医院	黒川郡大郷町羽生字中ノ町十一―一	平成二十八年十一月二十一日

○宮城県告示第六百九十三号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進)

並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨届出があった。

平成二十九年八月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
石巻市雄勝診療所	石巻市雄勝町大浜字小滝浜九番地十六	平成二十九年一月十五日
石巻市雄勝歯科診療所	石巻市雄勝町大浜字小滝浜九番地十六	平成二十九年一月十五日
沼崎歯科医院	石巻市中央二丁目四一	平成二十九年五月三十一日
グリーン調剤薬局	柴田郡柴田町船岡東二丁目八一四十四	平成二十九年五月三十一日
住井保険調剤薬局	石巻市住吉町一丁目八一四十七	平成二十九年六月三十日
明石台こどもクリニック	富谷市明石台六丁目一番地二十	平成二十九年六月三十日
本塩釜耳鼻咽喉科クリニック	塩竈市北浜一丁目七七一七	平成二十九年六月三十日
杉山内科胃腸科小児科医院	黒川郡大郷町柏川字大檀原二二一	平成二十八年十一月二十一日

○宮城県告示第六百九十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり変更した旨届出があった。

平成二十九年八月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	変 更 年 月 日
高沢外科・内科・胃腸科	柴田郡柴田町西船迫三一五一	平成二十九年五月一日

変更後 高沢内科

○宮城県告示第六百九十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり休止した旨届出があった。

平成二十九年八月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	休 止 年 月 日
浜吉田駅前内科	亘理郡亘理町吉田字大谷地七十二一七百三十六	平成二十九年六月一日

○宮城県告示第六百九十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条において準用する同法第四十九条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、施術者として次のとおり指定した。

平成二十九年八月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏 名	施 術 所 の 名 称	住 所 又 は 施 術 所 の 所 在 地	指 定 年 月 日
伊藤 英昭	イーグル整骨院ヨークタウン利府野中店	宮城県利府町加瀬十三本塚百七十三一	平成二十九年四月二十五日
松田 濃	イーグル整骨院大河原店	柴田郡大河原町新南四十八一三	平成二十九年六月十九日
三浦 裕直	イーグル整骨院塩釜杉の入店	塩竈市杉の入三一三一	平成二十九年六月十七日

○宮城県告示第六百九十七号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院と認定した。

平成二十九年八月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	認 定 年 月 日	認 定 の 有 効 期 限
登米市立米谷病院	登米市東和町米谷字元町二丁目百	平成二十九年八月九日	平成三十二年八月八日
蔵王町国民健康保険蔵王病院	蔵王町大字円田字和田百三十一	平成二十九年八月九日	平成三十二年八月八日
栗原市立栗原中央病院	栗原市築館宮野中央三丁目一番地一	平成二十九年八月九日	平成三十二年八月八日

○宮城県告示第六百九十八号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者として、次のとおり指定した。

平成二十九年八月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 訪問介護

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称	指定年月日
○四七〇五〇一一三二	みなみヘルパーステーション 気仙沼市栄町二番十一号	社会福祉法人篤会	平成二十九年五月十五日
○四七〇二〇二九一二	ヘルパーステーション桜・さくら 石巻市鹿妻南二丁目二番八号	社会福祉法人夢みの里	平成二十九年六月一日

二 通所介護

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称	指定年月日
○四七一四〇〇七九六	るきな会デイサービス 東松島市赤井字関の内四号 二百三十二番地五	株式会社想いのお家ケアサービス	平成二十九年五月一日
○四七一五〇二五六七	ツクイ古川 大崎市古川駅東二丁目五番 十一号	株式会社ツクイ	平成二十九年六月一日

○宮城県告示第六百九十九号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援事業者として、次のとおり指定した。

平成二十九年八月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称	指定年月日
○四七〇二〇二二一九	介護支援事業所福寿の里 石巻市鹿又字梅木屋敷三十三番	株式会社福祉らぼーる	平成二十九年五月一日
○四七一五〇二五五九	株式会社ニコニコcare ニコニコケアプランセンター 大崎市鹿島台平渡字西銭神 十七番地十二	株式会社ニコニコcare	平成二十九年五月一日
○四七〇五〇一一四九	みなみケアプランセンター 気仙沼市栄町二番十一号	社会福祉法人篤会	平成二十九年五月十五日
○四七〇七〇一一七八	シャームゾン ネクスト 名取市増田一丁目五番六グ ランドシャームゾン一階店 舗	有限会社ほらぐち	平成二十九年六月一日
○四七二二〇一六四〇	株式会社ほらかさん 登米市中田町石森字室木二 百九十七番地	株式会社ほらかさん	平成二十九年六月一日

○宮城県告示第七百号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス事業者として、次のとおり指定した。

平成二十九年八月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 介護予防通所介護

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称	指定年月日
○四七一四〇〇七九六	るきな会デイサービス 東松島市赤井字関の内四号 二百三十二番地五	株式会社想いのお家ケアサービス	平成二十九年五月一日
○四七二二〇一六五七	デイサービスわかば 登米市登米町日野渡内の目 三百二十一番地五	株式会社GATI	平成二十九年六月一日
○四七一五〇二五六七	ツクイ古川 大崎市古川駅東二丁目五番	株式会社ツクイ	平成二十九年六月一日

十一号

○宮城県告示第七百一号
介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条第二項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止する旨届出があった。
平成二十九年八月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 訪問介護

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称	廃止年月日
○四七二七〇一三〇九	ヘルパーステーションくるみ 黒川郡大和町鶴巣大平字下 碓九十五番地	特定非営利活動法人マスキー	平成二十九年 五月十四日
○四七二六〇〇一五	Crystal One Care（クリスタルワン ケア） 富谷市日吉台二丁目二十四 番十号	株式会社Indigo Stage	平成二十九年 六月三十日

二 訪問看護

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称	廃止年月日
○四六一六九〇〇一八	医療法人徳洲会 富谷訪問 看護ステーション 富谷市日吉台三丁目九番十 号	医療法人徳洲会	平成二十九年 五月三十一日

三 通所介護

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称	廃止年月日
○四七二七〇二二九一	老人デイサービスセンター くるみ 黒川郡大和町鶴巣大平字下 碓九十五番地	特定非営利活動法人マスキー	平成二十九年 五月十四日
○四七二三〇〇五〇九	アサヒサンクリーン株式会社 社栗原デイサービスセンタ 栗原市志波姫沼崎堰畑百三 十六番地一	アサヒサンクリーン株式 会社	平成二十九年 六月三十日

○宮城県告示第七百二号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八十二条第二項の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり廃止する旨届出があった。
平成二十九年八月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 介護予防訪問介護

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称	廃止年月日
○四七二七〇一三二七	居宅介護支援事業所くるみ 黒川郡大和町鶴巣大平字下 碓九十五番地	特定非営利活動法人マスキー	平成二十九年 五月十四日
○四七〇二〇二六〇七	きんもくせい 石巻市流留字赤坂前一番地 一コーボロけやき一〇三	有限会社石巻家	平成二十九年 五月三十一日
○四七一五〇二二八六	居宅介護支援センターま ま 大崎市岩出山字上真山九十 田三十二番地十	株式会社ループ	平成二十九年 五月三十一日
○四七二二〇〇〇七〇	むらた介護支援センター 柴田郡村田町大字村田字大 槻下五番地	社会福祉法人村田町社会 福祉協議会	平成二十九年 六月三十日

○宮城県告示第七百三号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十五条の五第二項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止する旨届出があった。
平成二十九年八月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

二 介護予防訪問看護

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称	廃止年月日
○四七二七〇一三〇九	ヘルパーステーションくるみ 黒川郡大和町鶴巣大平字下 碓九十五番地	特定非営利活動法人マスキー	平成二十九年 五月十四日
○四七二六〇〇一五	Crystal One Care（クリスタルワン ケア） 富谷市日吉台二丁目二十四 番十号	株式会社Indigo Stage	平成二十九年 六月三十日

二 介護予防訪問看護

三 介護予防通所介護

介護保険事業所番号 〇四六一六九〇〇一八	事業所の名称及び所在地 医療法人徳洲会 富谷訪問看護ステーション 富谷市日吉台三丁目九番十号	事業者の名称 医療法人徳洲会	廃止年月日 平成二十九年五月三十一日
-------------------------	---------------------------------------------------	-------------------	-----------------------

介護保険事業所番号 〇四七二七〇二二九一	事業所の名称及び所在地 老人デイサービスセンター くるみ 黒川郡大和町鶴巣大平字下碓九十五番地	事業者の名称 特定非営利活動法人マスキュー	廃止年月日 平成二十九年五月十四日
〇四七〇七〇一〇四六	デイサービスゆりが丘の家 名取市ゆりが丘五丁目十四番地の八	株式会社ハイジ・すまいる	平成二十九年六月三十日
〇四七二三〇〇五〇九	アサヒサンクリーン株式会社 栗原デイサービスセンター 栗原市志波姫沼崎堰畑百三十六番地一	アサヒサンクリーン株式会社	平成二十九年六月三十日
〇四七一四〇〇一〇一	NPO法人のんびりすみちゃんの家 東松島市新東名四丁目十二番地二	特定非営利活動法人のんびりすみちゃんの家	平成二十九年六月三十日

〇宮城県告示第七百四号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の五の十九第九第二項の規定により指定障害児通所支援事業者から次のとおり事業を廃止する旨届出があったので、同法第二十一条の五の二十四の規定により告示する。

平成二十九年八月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号 〇四五〇五〇〇五〇九	事業所の名称及び所在地 オレンジハイティーンズ 気仙沼市本郷九一	廃止する指定障害児通所支援の種類 放課後等デイサービス	設置者名 特定非営利活動法人ネットワークオレンジ	廃止年月日 平成二十九年八月一日
---------------------	-------------------------------------	--------------------------------	-----------------------------	---------------------

〇宮城県告示第七百五号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

平成二十九年八月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号 〇四一一〇〇三二六	事業所の名称及び所在地 結ヘルバーステーション 岩沼市藤浪一丁目三番四十九号	指定障害福祉サービスの種類 居宅介護 重度訪問介護	設置者名 株式会社 結	指定年月日 平成二十九年七月一日
--------------------	-------------------------------------------	------------------------------	----------------	---------------------

〇宮城県告示第七百六号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五十八号。以下「法」という。）第二百二十五条の六第三項において準用する法第百五条の二第三項の規定により届出のあった次の加入区に係る区域内特定養殖業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第百二十五条の六第一項に規定する要件に適合するものと認める。

平成二十九年八月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

加入区名称 宮城県第百七十八加入区	区域 平成十九年宮城県告示第三百十八号（漁業災害補償法に基づく漁業共済に係る加入区の設定）で告示された宮城県漁業協同組合の石巻地区支所の石巻田の区域	同意成立の届出年月日 平成二十九年七月二十四日	発起人の住所及び氏名 石巻市沢田字沢田四十五一 斎藤 昭一 石巻市沢田字折立六十六 千葉 信悦	養殖業の種類 漁業災害補償法（昭和三十九年政令第二百九十三号）第九十八条の四に規定する特定かき養殖業	区域内特定養殖業者数 十二人
----------------------	-------------------------------------------------------------------------------	----------------------------	-------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------	-------------------

〇宮城県告示第七百七号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五十八号。以下「法」という。）第二百二十五条の六第三項において準用する法第百五条の二第三項の規定により届出のあった次の加入区に係る区域内特定養殖業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第百二十五条の六第一項に規定

する要件に適合するものと認める。

平成二十九年八月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

加入区 の 名 称	区 域	同意成立 の 届 出 年 月 日	発起人の住所及び氏名	養殖業の 種 類	区域内特 定 養 殖 業 者 数
宮城県第 百七十九 加入区	平成十九年宮 城告示第三 百十八号(漁 業災害補償法 に基づく漁業 共済に係る加 入区の設定)に 基づき、宮城 県漁業協同組 合の石巻支所 の区域のうち 須田政吉の地 域	平成二十九年 七月二十四日	石巻市渡波字 佐須九十 八、十一、 細川泰宏、 石巻市渡波 字佐須三十 二、二、須 田政吉	漁業災害補償 法施行令(昭 和三十九年政 令第二十九 号)第九十八 条の四に規定 する特定かき 養殖業	九人

○宮城県告示第七百八号

漁業災害補償法(昭和三十九年法律第百五十八号。以下「法」という。)第百二十五条の六第三項において準用する法第百五条の二第三項の規定により届出のあった次の加入区に係る区域内特定養殖業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第百二十五条の六第一項に規定する要件に適合するものと認める。

平成二十九年八月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

加入区 の 名 称	区 域	同意成立 の 届 出 年 月 日	発起人の住所及び氏名	養殖業の 種 類	区域内特 定 養 殖 業 者 数
宮城県第 百八十一 加入区	平成十九年宮 城告示第三 百十八号(漁 業災害補償法 に基づく漁業 共済に係る加 入区の設定)に 基づき、宮城 県漁業協同組 合の石巻支所 の区域のうち 須田政吉の地 域	平成二十九年 七月二十四日	石巻市侍浜字 侍浜二十 五、杉浦孝 行、石巻市 侍浜字東六 杉浦初雄	漁業災害補償 法施行令(昭 和三十九年政 令第二十九 号)第九十八 条の四に規定 する特定かき 養殖業	三人

○宮城県告示第七百九号

漁業災害補償法(昭和三十九年法律第百五十八号。以下「法」という。)第百二十五条の六第三項

において準用する法第百五条の二第三項の規定により届出のあった次の加入区に係る区域内特定養殖業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第百二十五条の六第一項に規定する要件に適合するものと認める。

平成二十九年八月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

加入区 の 名 称	区 域	同意成立 の 届 出 年 月 日	発起人の住所及び氏名	養殖業の 種 類	区域内特 定 養 殖 業 者 数
宮城県第 百八十二 加入区	平成十九年宮 城告示第三 百十八号(漁 業災害補償法 に基づく漁業 共済に係る加 入区の設定)に 基づき、宮城 県漁業協同組 合の石巻支所 の区域のうち 折浜の区域	平成二十九年 七月二十四日	石巻市折浜字 卯ノ崎一 亀山徳三郎 石巻市折浜 字風越二十 六、八、平 塚 國治	漁業災害補償 法施行令(昭 和三十九年政 令第二十九 号)第九十八 条の四に規定 する特定かき 養殖業	五人

○宮城県告示第七百十号

漁業災害補償法(昭和三十九年法律第百五十八号。以下「法」という。)第百二十五条の六第三項において準用する法第百五条の二第三項の規定により届出のあった次の加入区に係る区域内特定養殖業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第百二十五条の六第一項に規定する要件に適合するものと認める。

平成二十九年八月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

加入区 の 名 称	区 域	同意成立 の 届 出 年 月 日	発起人の住所及び氏名	養殖業の 種 類	区域内特 定 養 殖 業 者 数
宮城県第 百八十九 加入区	平成十九年宮 城告示第三 百十八号(漁 業災害補償法 に基づく漁業 共済に係る加 入区の設定)に 基づき、宮城 県漁業協同組 合の石巻支所 の区域のうち 萩浜の区域	平成二十九年 七月二十四日	石巻市萩浜字 萩浜三十 二、渡辺一 悟、石巻市 門脇字浦屋 敷八十五、 一、伏見薫 やしき、B棟 百三十三号	漁業災害補償 法施行令(昭 和三十九年政 令第二十九 号)第九十八 条の四に規定 する特定かき 養殖業	十人

○宮城県告示第七百一十一号

漁業災害補償法（昭和三十一年法律第五十八号。以下「法」という。）第二百二十五条の六第三項において準用する法第五十五条の二第三項の規定により届出のあった次の加入区に係る区域内特定養殖業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第二百二十五条の六第一項に規定する要件に適合するものと認める。

平成二十九年八月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

加入区 の名称	区域	同意成立の 届出年月日	発起人の住所及び氏名	養殖業の種類	区域内特定 養殖業者数
宮城県 第九十 加入区	平成二十九年宮 城告示第三 百十八号（漁 業災害補償法 に基づく漁業 に基く漁業 共済に係る加 入区の設定に て告示された 宮城県漁業協 同組合の石巻 地区支所の地 区のうち月浦 の区域	平成二十九年 七月二十四日	石巻市月浦字月浦四十 三・五 新保 俊和 石巻市月浦字月浦二十 六・一 佐藤 治	漁業災害補償 法施行令（昭 和三十九年政 令第二百九十 三号）第十八 条の四に規定 する特定かき 養殖業	五人

○宮城県告示第七百一十二号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一百号）第十八条第一項の規定により、農用地利用配分計画を次のとおり認可した。

平成二十九年八月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 農用地利用配分計画の概要
別冊のとおり
- 二 認可年月日

平成二十九年八月十四日

○宮城県告示第七百一十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により県営土地改良事業七ヶ宿2期地区峠田分区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この換地計画について不服があるときは、同法第八十九条の二第四項で準用する同法第八十

七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に審査請求をすることができる。また、この換地計画については、上記の審査請求のほか、この換地計画が定められたことを知った日の翌日から起算して六か月以内に、宮城県を被告として、仙台地方裁判所に換地計画の取消しの訴えを提起することができる。

平成二十九年八月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 縦覧に供する書類の名称
換地計画書の写し
- 二 縦覧期間

平成二十九年八月十五日から平成二十九年九月十二日まで

三 縦覧場所

七ヶ宿町役場

○宮城県告示第七百一十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により県営土地改良事業七ヶ宿2期地区滑津分区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この換地計画について不服があるときは、同法第八十九条の二第四項で準用する同法第八

七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に審査請求をすることができる。また、この換地計画については、上記の審査請求のほか、この換地計画が定められたことを知った日の翌日から起算して六か月以内に、宮城県を被告として、仙台地方裁判所に換地計画の取消しの訴えを提起することができる。

平成二十九年八月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 縦覧に供する書類の名称
換地計画書の写し
- 二 縦覧期間

平成二十九年八月十五日から平成二十九年九月十二日まで

三 縦覧場所

七ヶ宿町役場

○宮城県告示第七百一十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により県営土地改良事

業七ヶ宿2期地区鬼石分区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この換地計画について不服があるときは、同法第八十九条の二第四項で準用する同法第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に審査請求をすることができる。また、この換地計画については、上記の審査請求のほか、この換地計画が定められたことを知った日の翌日から起算して六か月以内に、宮城県を被告として、仙台地方裁判所に換地計画の取消しの訴えを提起することができる。

平成二十九年八月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称
換地計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十九年八月十五日から平成二十九年九月十二日まで

三 縦覧場所

七ヶ宿町役場

○宮城県告示第七百十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により県営土地改良事業七ヶ宿2期地区大原分区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この換地計画について不服があるときは、同法第八十九条の二第四項で準用する同法第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に審査請求をすることができる。また、この換地計画については、上記の審査請求のほか、この換地計画が定められたことを知った日の翌日から起算して六か月以内に、宮城県を被告として、仙台地方裁判所に換地計画の取消しの訴えを提起することができる。

平成二十九年八月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称
換地計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十九年八月十五日から平成二十九年九月十二日まで

三 縦覧場所

七ヶ宿町役場

○宮城県告示第七百十七号

建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第二十八条第三項の規定により、次のとおり建設業の営業の停止を命じた。

平成二十九年八月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 処分をした年月日
平成二十九年八月三日

二 被処分者の商号又は名称等

商号又は名称及び代表者の氏名 株式会社八木工務店 八木 智紀	主たる営業所の所在地 宮城県巨理郡巨理町荒浜字御狩屋百五十 九番地の五十二	建設業許可番号 (宮城県知事許可) 特一二十四 第三千七百七十三号
--------------------------------------	---------------------------------------------	--------------------------------------------

三 処分の内容

法第二十八条第三項の規定による営業の停止命令

1 停止を命ずる営業の範囲
土木工事業のうち公共工事に係るもの

2 営業停止期間
平成二十九年八月十七日から平成三十年八月十六日までの一年間

四 処分の原因となった事実

株式会社八木工務店の元代表取締役は、平成二十七年十一月十三日に執行された巨理町発注工事の条件付き一般競争入札において、偽計を用いるとともに、不正に入札を執行し直すなどの方法により、当該入札等の公正を害すべき行為を行った。これにより平成二十九年四月十三日に仙台地方裁判所から職員による入札妨害の罪（入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成十四年法律第百一号）第八条違反）及び公契約関係競争入札妨害の罪（刑法（明治四十年法律第四十五号）第九十六条の六第一項違反）により懲役一年（執行猶予三年）の判決を受け、平成二十九年四月二十八日にその刑が確定した。

このことは、法第二十八条第一項第三号に該当する。

○宮城県告示第七百十八号

建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第二十八条第三項の規定により、次のとおり建設業の営業の停止を命じた。

平成二十九年八月四日	櫻井 恒雄	二級建築士	第九千三百十一号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年八月四日	阿部 文人	二級建築士	第九千四百九十号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年八月四日	石川 重夫	二級建築士	第一万百十八号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年八月四日	庄子 昭義	二級建築士	第一万六百八十号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年八月四日	及川 政喜	二級建築士	第一万八百十三号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年八月四日	宮部 洋生	二級建築士	第一万二千五百五号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年八月四日	舛田 勝義	二級建築士	第一万二千二百五十四号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため

○宮城県告示第七百二十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、登米吉田土地改良区役員の退任について、次のとおり届出があった。

平成二十九年八月十四日

宮城県東部地方振興事務所

所 長 加 藤 慶 太

退任した者

退任年月日	氏 名	住 所	役職名
平成二十九年八月一日	佐々木 禧 市	登米市米山町字桜岡中新田百五十三番地	理事

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十九年八月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 入札に付する事項
- 1 購入物品及び数量 A重油（JIS一種一号） 百七十四キロリットル
- 2 購入物品の仕様等 入札説明書による。

- 3 納入期限 平成二十九年十月五日 午後一時
 - 4 納入場所 宮城県石巻市 石巻工業港内 「宮城丸」
 - 5 一連の調達で今後予定される数量の概数及び入札公告予定時期 二百キロリットル 平成二十九年十二月
- 二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
- 入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりとする。
- 1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の四の規定に該当しない者であること。
 - 2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時まで宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。
 - 3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
 - 4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
 - 5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
 - 6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けていない者であること。
 - 7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。
 - なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。
 - (一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員

による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）
第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

三 入札書の提出場所等

1 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先
〒九八〇一八四二三 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

2 入札説明書の交付期限
宮城県教育庁高校教育課調整班（担当 昆 洋一 電話〇二二二二二一三六二二）
平成二十九年八月二十八日午後五時まで

3 一般競争入札参加資格審査
入札に参加を希望する者は、入札説明書に定めるところにより平成二十九年八月二十八日まで必要書類を提出し、参加資格の審査を受けなければならない。また、開札日までの間において当該書類に關し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出期限及び場所等
(一) 宮城県物品等電子調達システムを用いて入札する場合
入札の期間 平成二十九年九月五日午前九時から平成二十九年九月十一日午後五時まで
(二) 書面により入札書を提出する場合

イ 提出期限 平成二十九年九月十一日午後五時まで
ロ 提出場所 1に同じ。

ハ 郵送による場合は、イの日時までに配達証明付書留郵便（封筒に入札に係る調達物品の名称及び開札日を記載し、入札書在中の旨を朱書きすること。）にて到達すること。ただし、入札書を持参する場合は、5の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。

5 開札の日時及び場所
平成二十九年九月十二日午前十一時 高校教育課内（宮城県庁舎十六階）

四 入札に参加することができない者

1 二に定める資格を有しない者及び三の3の審査により資格を有しないとされた者
2 当該調達案件に係る入札説明書の交付を受けない者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十七条及び第九十八条の規定並びに入札保証金の免除の特例に関する規則（平成二十四年三月三十日宮城県規則第四十六号）による。

3 契約保証金 財務規則第百十三条及び第百十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 内国貨物船用品積込承認申告により消費税及び地方消費税が免除となるため、契約金額は、消費税及び地方消費税の額を加えない金額とするので、入札金額は消費税及び地方消費税の額を加えない金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定の方法 本公告に示した業務を履行できると知事が判断した入札者であって、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

7 最低価格の入札者以外の者を落札者とするのの有無 無

8 契約書作成の要否 要

9 申請書等の作成に関する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

10 詳細は、入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Nature and Quantity of Items to be Procured : Fuel Oil (JIS (K2205-1980) Class 1, No.1) 174 Kiloliters

- 2 Deadline for Delivery : October 5, 2017
- 3 Place of Delivery : Miyaginamaru, Ishinomaki Port, Miyagi Prefecture
- 4 Deadline for Bid : September 11, 2017 5 : 00 p.m.
- 5 Contact Person : Youichi Kon, General Affairs Section, Upper Secondary School Education Division, Board of Education Secretariat, Miyagi Prefecture, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8423 Japan. TEL.: 022-211-3621